

第 1 3 回・第 1 5 回専門小委員会における主な意見

(審議項目 2 (地方行政のデジタル化を踏まえた地方制度のあり方) 関係)

デジタル分野における国と地方公共団体・地方公共団体相互間の関係①

(デジタル分野に関する国・地方関係に関する意見)

- フロントヤード、バックヤードにかかわらず、標準化する部分に関しては国がどんどん進めていいと思うが、システムの標準化の推進とともに、各地方公共団体が独自施策として創意工夫して行う部分に対しても、リソース面では国が支援した方がよいのではないか。
- 国のデジタル化については、「デジタル3原則」があるが、地方行政のデジタル化についても原則のようなものがあるべきでないか。基本的な原則があった上で、国と地方のバランスを考える必要があるのではないか。
- 優先的に議論すべきことは、国・地方関係の視点から、制度的に対応しなければならないものがあるかということであり、政策業務の細目のように見えて、そこに自治体の判断が介在すべき内容もあるのではないかと国・地方関係の観点から慎重に考え留意すべき必要があるのではないか。
- 現在は、地方自治法の制定時に比べ、圧倒的にデジタル化が進んでおり、事務の負担軽減や効率化・合理化が進み、ひいては人口減少や高齢化による人員不足の解消にもつながるものと考えられることから、まずは、その手続は国が統一化し、大胆に簡素化・デジタル化をすることに意味があるのではないか。
- 住民にとって使いやすいシステム、住民目線で分かりやすいシステムとしていくことについて、総務省がデジタル庁に求めて行くべきであり、住民目線に沿う原則又はルールを地制調として議論していくべきではないか。

デジタル分野における国と地方公共団体・地方公共団体相互間の関係②

(地方公共団体相互間の連携に及ぼす影響に関する意見)

- システムの共通化など地方行政のデジタル化の全体の中で、都道府県と指定都市も含めた市町村間の補完関係、協力関係や、市町村間の水平的な連携といった地方公共団体相互間の連携・協力がどういった役割を果たすのかを整理する必要があるのではないか。
- 将来的に人材等の不足など資源が制約されていく状況になったときに、デジタルを活用して工夫している地方公共団体の取組がベストプラクティスとして、他の地方公共団体が乗っていく可能性もあるなど、独自施策も地方公共団体相互間の連携の対象となってくることがあり得るのではないか。その際、従来の広域連携は地理的に連続していることが基本だったが、デジタルでの連携は、地域的なものに限らず遠隔地における連携があり得るため、これまでの広域連携施策との関係性も考えていかなければならないのではないか。
- 情報のオープン化と透明化がデジタル化のメリットであり、協力・共創関係にある地方公共団体同士の情報共有・連携が国が介在しなくてもできたり、国が介在する場合はより大きなデータを分析してサポートしたりする仕組みは考えられないか。
- 民間企業と異なり、地方公共団体は必ずしも相互に競争的な関係にあるわけではなく、共通性の高い機能・基盤について共通化したり、グッドプラクティスを横展開することで全体的な底上げを図ることは有益ではないか。
- Digi田甲子園のような水平展開にあたっては、スケジュール感など足並みをそろえて行うことも費用対効果の観点から効率性を損なわないという意味では重要でないか。また、人口規模や課題の共通性に応じて連携することが有効ではないか。

地方公共団体の内部事務のデジタル化とそのための基盤整備①

(共通基盤・共通機能の整備に関する国・地方関係に関する意見)

- 共通機能や共通基盤の整備は、「全国的な規模又は全国的な視点に立って行われなければならない施策」として、国が責任を持って対応すべき部分であると考えるが、その際、中央集権的なイメージを持たれないように、国防などの古典的なナショナルな業務とは性質が異なり、地方行政、地方自治を支えるために、国が全国的な規模又は全国的な視点に立って行う業務であり、だからこそ地方公共団体の意見をしっかり聞きながら行うものであるということを明確にしたほうがよいのではないか。
- デジタル分野固有の国・地方関係のあり方について、何が固有なのか、なぜデジタル分野だと特殊なものになるのかという整理が必要ではないか。その際、将来のイノベーションの動向を見据えた上で、「デジタル」の特性について整理する必要があるのではないか。
- 今後、デジタル窓口のようなものを通じて、同一法令に基づき、複数の自治体に対して一括で届出を行うことや同一の入力で複数の行政手続きを一括して行うといったことが予想されるが、その際、地方自治の観点からは、自治体の事務との関係で特別の入力項目を求められたときに、地方公共団体において、その入力が必要であることを全体として把握できるよう、国のシステムの設計等の段階で把握できる仕組みが必要なのではないか。

(標準化、共通化にあたっての適正性の確保など地方の意見反映に関する意見)

- 情報システムの標準化・共通化にあたっては、システム構築や運用上にトラブルが生じたときの対応、責任の所在について丁寧に整理していく必要があるのではないか。
- デジタル化・システム化によりプラットフォームを構築することは、ある種のインフラ整備だと思われる。今後、各地方公共団体がシステムを発注していくときに、その契約の内容や形式、プロセスの適正性を監査するという点について、考えていく必要があるのではないか。
- ガバメントクラウドの利用に関する地方公共団体と運用管理補助者との契約がしっかり遵守されているかどうかについて、誰かが監視・監督をする必要があるのではないか。
- デジタル技術の進展に対応してスピーディにアップデートをしていくことができる運用をつくっていくのが重要ではないか。
- 標準システムの導入後、システムのライフサイクルに応じたアップデートについて、地方公共団体向けのガイドラインが必要かどうか、必要な場合に、それは国が示すのか、広域自治体に任せようかについて考えることが必要になるのではないか。

(情報セキュリティの確保に関する意見)

- ガイドラインを踏まえ、各地方公共団体においてセキュリティポリシーを定めているが、ガバメントクラウドとの関係についてこのような仕組みでよいか、むしろ端的に、国において、全国統一的なセキュリティポリシーを定める部分があり、その外側で、各地方公共団体が定める部分があるといった規律も考えられるのではないか。そのような場合の「国」として、デジタル庁と総務省の役割分担をどのように考えるか。
- セキュリティポリシーについて、全国一律で一定の縛りを足並みを揃えてやっていく場合、それを守るかどうか確認することは重要だと思う一方、地方公共団体に対する規制にはなることから、できる限り地方公共団体の創意工夫が生かしつつ、ポリシーを遵守できるような上手い規制のかけ方を考えたほうがよいのではないか。
- バックヤードのデジタル化の中で情報流出などをしっかり防止しようということかと思うが、各地方公共団体でセキュリティを確保するために相当お金や人手がかかっていると思われる。そのあたりの支援など、国としてガイドラインで技術的助言をするだけで十分なのかについて考える必要があるのではないか。
- セキュリティポリシーについて、より重要なことはポリシーがどうであろうと事故は起こることであり、事故対応を行う体制を作っておく必要があるのではないか。J-LISの自治体CSIRT（シーサート）協議会（※CSIRT：システムの健全性を監視し、事故対応や予防対策のための情報共有を行う組織）が実効的に動いているか検証する余地があるのではないか。例えば、ガバメントクラウドに独自のCSIRT組織を作り、単独でインシデント対応ができない自治体がこの組織に任せるといった仕組みを国が作る必要があるのではないか。
- セキュリティ確保のため、国が一定の水準を設けて管理することは重要だが、その水準を独自に高く設置したいと考える自治体が現れた場合等において、独自性を発揮させる必要性の有無をどうやって仕分けするのかということを考える必要があるのではないか。
- 現状として、教育分野におけるセキュリティ確保などの点で多くの問題が起きている中で、地方公共団体全体にセキュリティの責務を課し、その中で部門ごとの固有のセキュリティを課すことを実現したほうが、住民の目線の観点からも良いのではないか。
- 情報漏洩に関して、サーバーあるいは情報機器側の堅牢性について、地方公共団体が一層安心して運用できるということを担保する必要があるのではないか。
- システムの利用規約の作成段階から、「地方公共団体の意見」を的確に反映させる際に、住民やフロントヤード・バックヤードで事務を行う自治体職員など色々な目線が「地方公共団体の意見」に含まれており、それらを丁寧に聴くことを国の任務とする点を意識する必要があるのではないか。

(クラウドベースの情報共有に関する意見)

- 地方自治法第245条の4はクラウドベースの情報共有は想定していないはずで、関与の法定主義の関係により、法令上の定めが必要な場面があるのであれば一定の対応が必要ではないか。
- 国・自治体の情報共有により、住民の利便性が高まる一方で、住民からは自分の情報は誰が見られるものなのかといった不安もあると考えられるため、十分な理解が得られるよう、住民への周知が必要であることを言及しておく必要があるのではないか。
- クラウドベースの情報共有について、情報の性質によって、国と地方で共通アクセスが可能な範囲を制度的に切り分ける必要があるのではないか。特に、国が統計を作成するために必要な情報については、アクセスの許容範囲を国と地方で事前に合意しておくことが重要ではないか。
- クラウドができたからといって、届出義務を無条件に拡げることがいいのか、地方分権の基本方針に則って一つ一つの必要性を確認する必要があるのではないか。また、例えば感染症法で医師による届出が規定されていることのように、手続きによっては、届出の主体たる私人に情報提供の義務をさらに課す場面があることに留意する必要があるのではないか。
- 標準化の動きの中で国と地方が持つデータの標準化が行われつつあるが、そもそも自治体でどのように情報収集するのかというポリシーを確立させる必要があるのではないか。
- 災害等があった際に住民に対して情報を出すタイミングに関して、誰がどのタイミングで判断して公開するのかといった運用の規定を精緻に作っておく必要があるのではないか。
- 申請書等の統一化に関して、統計的な情報として全国の状況を見る必要がある場合もあると考えられるため、様式は自由だが、一定の共通項目を設けるなど国との情報の共通アクセスを保障するような政策を考えるべきではないか。
- 地方公共団体と住民がデジタルで直接やりとりをする場面が出てくるが、住民からの情報のチェックだけでなく、役所の名前を語った偽メールなど地方公共団体側の情報が住民にとって正しいかどうかをチェックするほうが必要なのではないか。

(情報の信頼性の確保に関する意見)

- トラストアンカーとして政府が持つ機能についても着目すべきでないか。例えば、政府が公開する安全性の確保されたサイトからリンクされていることをもって、その内容の真実性を推認させる情報として機能し得るなど、情報の信頼性を担保する機能を政府の役割として認識すべきでないか。
- 住民等が地方公共団体に提供するデータのファクトチェックについて、自前のできる団体もあるが、国、広域自治体あるいは地方公共団体間の連携によってその真正性を確認する仕組みを開発することも考えられるのではないか。また、デジタルツールを使った住民参画についても、国、広域自治体あるいは地方公共団体間の連携によって必要なサービスや機能を提供するということも考えられてよいのではないか。
- 地方公共団体と住民がデジタルで直接やりとりをする場面が出てくるが、住民からの情報のチェックだけでなく、役所の名前を語った偽メールなど地方公共団体側の情報が住民にとって正しいかどうかをチェックするほうが必要なのではないか。

(現金給付・公金収納に関する意見)

- 情報システム標準化を進めたあとの地方公共団体の事務処理における裁量の度合いによっては、従来の地方の事務感がなくなり、相当程度、国の事務の感じも強くなるのではないか。国と地方の役割分担の見直しにも影響してくる可能性があるのではないか。
- 地方自治体の今後の事務処理の過程において、デジタル政府が進む他の国々でも採用されている通り、より主体的な形で国がデジタル技術の活用を主導すべきでないか。
- 現金給付のデジタル化が進むのであれば、施策を推進する側の手続きの簡素化が進まなければ市民の負担は減らず、各省庁の個々の施策の設計を変えていくための調整ができるのかが標準化の成否に関わってくるのではないか。
- 現金給付事務の自動化については、事務工程については将来モデルとの話だったが、既存のアナログ方式と比較すれば非常に簡易に完結するものである。これによりどれほどの行財政、コスト、ペーパーレス、人材の効率化が図れるか、データドリブンで推進していくことで、デジタル政府の意義が出てくるのではないか。

地方公共団体の住民との接点（フロントヤード）に係るデジタル化

（フロントヤードのデジタル化の意義に関する意見）

- 「書かない」申請、データによる手続対応への移行を地方公共団体全体で進めていくことは非常に重要であり、対面申請の中にリモート窓口も含めて「対面」と整理されているのも道筋が一本化しており、徹底して進めていく必要があるのではないか。
- フロントヤードに関するデジタル化によって、例えば、住民が、それぞれの窓口で受けたサービスについて、いつ・どこで・どうやって受けたかが分かるようになったり、そのことによって、プッシュ型でサービスをお勧めすることができるようになるなど、住民サービスをいわば面的に捉えて行えることが、目指すべきところだと思われる。住民の視点、住民の利便性の向上の観点から、窓口のあり方が変わることを意味を表現することも必要ではないか。

（窓口の意義に関する意見）

- 「書かない」申請を追求して行政手続の利便性を向上させることも重要だが、窓口を真に必要としている人たちは誰なのかという視点は必要なのではないか。窓口に来なくなった場合に、困難を抱えていて支援が必要な人をどうやって判断するのか、どのタイミングで誰が手を差し伸べるかなど、従来、対面で捕捉できていた情報や繊細な状況判断について「書かない窓口」でどのように対応していくのか考える必要があるのではないか。また、窓口に行くことにネガティブなイメージが生じないように、表現を工夫した方がよいのではないか。

（オンライン化に関する意見）

- 国と地方公共団体でやりとりして連続的に行政手続を行うような場合、一連の行政手続をどうデジタルで合理化していくかを考えると、地方のシステムとの接続など国の業務システム側の対応も重要ではないか。

(地方議会におけるデジタル技術の活用の効果・課題に関する意見)

- 地方議会自身も、直接住民とデジタルツールでつながっていくことが、真の意味でデジタルテクノロジーで住民自治、地方自治を強化していく基盤となっていくのではないかと考える。
- デジタルツールを使った意思決定に地方議会がどのように関わるかは重要な課題ではないか。一定の判断が含まれるような利用の仕方に対して、常にそれが完全ではないことを念頭に置いておくことで、活用する側が萎縮してしまわないようにすることができるのではないかと考える。その上で、AIによる判断の妥当性を何らかの形でチェックしていく必要があるのではないかと考える。
- デジタル化により意思決定のあり方が変わっていく中、議論すべき論点が顔を合わさないことで棚上げになってしまわないようにすることや、議会との政治的な調整がどう変わっていくかについてしっかりと考えた方がよいのではないかと考える。

(デジタル技術の活用による公共私連携に関する意見)

- 例えば様々なNPOの参画がデジタル化によって進展するなど、第32次地制調においても指摘したように、公共私連携に地方行政のデジタル化が役立つ部分があるのではないかと考える。また、アカデミアの参画など、データドリブンな行政改善に外部の知見を利用することができるのではないかと考えるが、その際の、データの外部提供・共有などの規律を考える必要があるのではないかと考える。

(デジタル人材の確保・育成に関する意見)

- 自らツールを作成できる「高度専門人材」と活用・発注できる「DX推進リーダー」を分けて示していることは極めて的確と考える。行政の観点から適切で合理的な事務の実現と技術的な可能性のバランスを取ることが必要であり、双方について一定の知見を有する人材が仲介役として機能することが求められるのではないかと考える。
- 職員全体に対する底上げが研修だけで十分かは疑問であり、人事管理の中で、特定の職種という形での処遇や、専門性を身につけた職員に対する処遇など、研修以外で対応する工夫が必要ではないかと考える。
- 情報システムの標準化・共通化は、移行期の課題として、物理的に人手が足りない状況であり、大都市圏以外においては移行のためのデジタル人材の確保が困難な現状ではないかと考える。システム移行にかかる費用や人材を手当するための資源を投入したり、ピークの人手を分散して時間をよりかけたりするなど、バッファを持った検討が必要ではないかと考える。